

ID: 54

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町体育施設条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第39号		
<b>【基準】</b> 第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 町長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日